

## 「改定意匠審査基準案」及び「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

特 許 庁  
審査第一部意匠課

「改定意匠審査基準案」及び「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中にこれらの内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜要約いたしております。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

### 記

#### 1 意見募集の実施方法

##### (1) 意見募集期間

平成 26 年 10 月 29 日（水）～平成 26 年 11 月 28 日（金）

##### (2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HP及び特許庁HP

##### (3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

#### 2 意見募集の結果

意見提出数 2 件

内訳（団体 1 件、個人 1 件）

以上

「改訂意匠審査基準案」及び「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
<b>I. 改訂意匠審査基準案</b>			
第7部 個別の意匠登録出願 第3章 関連出願 73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること			
1	<p>本項目の末尾に「なお、この意匠公報には、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報は含まれない。」と記載されている。この記載自体は正しいのだが、誤解を招きかねないので削除してはどうか。</p> <p>関連出願の期限としての「本意匠の意匠公報の発行の日前」は読み替え規定がないので条文上維持されているが、国際公表により新規性が喪失するので、事実上「国際公表の日」までしか関連意匠出願をすることはできない。「なお書き」だけを読むと、国際公表後でも関連意匠の出願が可能であるように誤解される怖れがある。</p> <p>他との整合性のためにこの記載が必要ということであれば、注意喚起のために「但し、国際公表により本意匠は新規性を喪失するので、それ以降は関連意匠の出願はできない。」と付記してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、国際公表後の関連意匠の出願の取扱いについて誤解を与えないよう、御指摘の記載を削除するのではなく、注意喚起の記載を本項目に追加しました。また、意匠法第3条の2の適用に関する箇所についても、同趣旨の追記を行いました。</p>	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
<b>第11部 国際意匠登録出願 第3章 国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件</b> <b>113.1.2 意匠が具体的なものであること</b>			
2	<p>ハーグ経由の出願においても、従前の国内出願と同様の図面を求める姿勢は評価する。しかしながら、本項目の「(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例」において「国際意匠登録出願には、国内の意匠登録出願が満たすべき願書及び図面等の形式及び記載事項に関する要件が課されるものではない。」という前提が示されている。</p> <p>そうすると、六面図がなくとも「意匠が具体的なもの」と認定できる場合は、六面図がなくとも許容するということか。それとも、条約において「六面図」を要求している以上、たとえ「具体的」に認識できるとしても、意匠法第3条第1項柱書による拒絶通報を出して、六面図を求めるのか。この基準では、何れであるのか不明確である。</p>	<p>「意匠が具体的なもの」か否かの判断は、提出された図の数によって一義的に判断するものではなく、その意匠の属する分野における通常知識に基づき総合的に判断した場合に、具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されるか否かの観点から行います。</p> <p>したがって、具体的な意匠と認定できる限りにおいて意匠法第3条第1項柱書による拒絶理由の対象とはなりません。</p>	1 団体
<b>第11部 国際意匠登録出願 第3章 国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件</b> <b>113.4.1 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件</b>			
3	<p>本項目の「なお書き」は、国際意匠登録出願の出願日と同日に公開された場合は意匠法第3条の2に該当することを受けて、念のために記載したものであると思われるが、「意匠公報の発行の時以降に出願されたことが明らかな国際意匠登録出願」という記載部分がわかりにくい。</p> <p>意匠法第3条第1項に関する改訂意匠審査基準案「113.2.1.1 意匠登録出願前について」に記載されている事項であるから削除してはどうか。残すのであれば、「意匠公報の発行の日の翌日以降に出願された国際意匠登録出願」としてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、誤解を生じないように、該当部分の記載を削除しました。また、本項目の本文について、記載の趣旨が明確となるよう修正しました。</p>	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
第11部 国際意匠登録出願 第6章 国際意匠登録出願に関する一意匠一出願 116.1 意匠法第60条の6第2項の規定			
4	<p>意匠の数を判断する基準として、本文では「物品の区分」のみが記載されている。</p> <p>この基準は、「複数の物品」を含む場合と「複数の形態」を含む場合の双方が対象になるのであるから、本文に「複数の形態」についての記述も必要ではないか。</p>	<p>本項目の本文の記載は、意匠法第7条に規定する「意匠ごとに」と、改正意匠法第60条の6第2項に規定する「国際登録の対象である意匠ごとに」との対応関係を明らかにすることを目的としたものであり、それより下位に、意匠法第7条における判断事項をすべて網羅した内容となっています。</p>	1 団体
第11部 国際意匠登録出願 第6章 国際意匠登録出願に関する一意匠一出願 116.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例			
5	<p>本項目の(2)は現行意匠審査基準「51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例」と同じ記述であり、その趣旨に異存はない。</p> <p>しかし、「二以上の物品の図面を表示した」という表現は「二以上の形態を表示した」と、現行意匠審査基準を含めて修正してはどうか。</p> <p>修正により、本項目の(1)は「物品が複数」の場合であり、(2)は「形態が複数」の場合であるということが明確になるのではないか。</p>	<p>当該箇所は「二以上の意匠」を包含する場合について記載しているものであり、御指摘の「形態」は、「意匠」を觀念する上で物品と不可分の関係にありますので、従来の表現どおり、「二以上の物品の図面を表示した」という記載としました。</p>	1 団体
6	<p>意匠審査基準に記載する事項ではないかもしれないが、国際意匠登録出願の分割出願は「国内出願」であることを、どこかで(例えばガイドライン)明示する必要があると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、意匠審査基準中の分割出願に係る箇所に、注意喚起のための記載を追加しました。</p> <p>(「91.1 意匠法第10条の2の規定」参照)</p>	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
第11部 国際意匠登録出願 第8章 部分意匠の国際意匠登録出願 118.1.9.3 国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い 118.1.9.4 国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い			
7	<p>本項目の118.1.9.3(1)及び(2)並びに同基準案118.1.9.4(4)では、要旨変更の基準として「『「当然に』」導き出すことができるかどうか」と記載され、118.1.9.4(2)では「『その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に』導き出すことができる」と記載されている。</p> <p>「当然に」と「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に」とはどのように違うのか不明確である。</p> <p>すべて、「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に」としてはどうか。</p>	<p>意匠審査基準上、「総合的に判断」と記載した場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としているため、その点について重ねての記載は行っておりません。</p> <p>(21.1.2 意匠が具体的なものであること            (注) 総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。            また、以下単に、<u>総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。</u>)</p>	1 団体
第12部 審査の進め方 第2章 各論 122.5.1 拒絶の通報			
8	<p>本項目の(1)の末尾における「一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらずに行う。」はわかりにくい。端的に、「一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続での拒絶理由の通知等は国内出願と同様に拒絶理由通知等により行う。」としてはどうか。</p>	御意見を踏まえ、記載の趣旨が明確となるよう修正しました。	1 団体
その他			
9	<p>創作者の記載がない場合の取り扱いの記載が必要ではないか。</p>	<p>創作者の記載がないこと自体は、意匠法上、直接的な拒絶理由を構成するものではないことから、意匠審査基準においては、創作者の記載がない場合の取扱いについて特段の記載を行っていません。</p>	1 団体

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
<b>II. 意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針</b>			
5. 1. 1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定 [論点12] 国際意匠登録出願における、部分意匠の意匠登録出願であること、及び、意匠登録を受けようとする部分の認定			
10	<p>運用の詳細について「【対応方針】(中略)…判断した場合、審査官は、【部分意匠】の欄を記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、【部分意匠】の欄を追記する。(他に拒絶の理由等がない場合、【部分意匠】の欄を追加するためだけの手続補正は要さない。)」としている。この部分の後段及び括弧書き部分は、国内出願に関する現状の取扱(特に方式審査段階において)と比較して差があるので、国内出願も同じ取扱をすることを何らかの方法にて明記すべきである。</p> <p>なお、職権で追記する場合は、方式審査官または審査官が出願人(代理人)に事前に連絡をするという運用にしていきたい。</p>	<p>部分意匠の意匠登録出願をする際に【部分意匠】の欄を記載することが前提となっている国内出願については、国際意匠登録出願の場合と同様の例外的な運用を導入することは考えていません。</p> <p>また、国際意匠登録出願において審査官が【部分意匠】の欄を追記するのは、部分意匠の意匠登録出願に相当することが当然に導き出せる場合のみですので、事前の連絡を行わなくても、出願人に不利益が生じることはないものと考えます。</p>	1個人
11	<p>「出願人の手続補正により、又は審査官が、【部分意匠】の欄を追記する」点に関して、その補正または追記する「対象書類」は何かという点について疑問がある。</p> <p>改正意匠法第60条の6で対応関係の定めのない記載項目の扱いはどうなるのか。国内において、国際意匠登録出願の「願書」が別途観念されるということか。</p>	<p>国際意匠登録出願の場合における手続補正の【補正対象書類名】等は、その具体的な内容が決まり次第、特許庁ホームページ等で公表します。</p>	1個人